細　　則

疑義照会の不要例（但し、麻薬に関するものは除く）

１．同一成分の銘柄変更（但し、変更不可処方の場合は除く）

フォサマック錠 35mg　　→ボナロン錠 35mg

　　→アレンドロン酸錠 35mg「日医工」

＊先発品間でも可（但し、薬価が同じあるいは低くなる場合のみ）

＊必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更してください。

２．剤形の変更（但し、変更不可処方の場合は除く）

ミヤＢＭ錠　２錠　　→ミヤＢＭ　1g

アレロックＯＤ錠 5mg　　→アレロック錠 5mg

＊必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更してください。

＊用法用量が変わらない場合のみ

＊安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行ってください。

＊軟膏　→クリーム剤　　クリーム剤　→軟膏の変更は不可。

３．別規格への変更

5mg 錠　２錠　　→10mg 錠　１錠

10mg 錠　0.5 錠　　→5mg 錠　１錠

＊必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更してください。

＊用法用量が変わらない場合のみ

４．外用薬の取り決め範囲内の規格変更（合計処方量が変わらない場合）

〇〇軟膏 5g　２本　　→10g　１本

＊必ず患者さんに説明後、同意を得て変更してください。

５．無料で行う一包化調剤（一包化不可の場合は除く）

「患者希望」あるいは「一包化によるアドヒアランス向上が見込まれる」の理由により、一包化調剤すること

＊必ず患者さんに説明（服用方法、患者負担等）後、同意を得て変更してください。

＊安定性のデータに留意してください。

６．無料で行う半錠、粉砕、混合等

アドヒアランス等の理由により半錠、粉砕、混合すること。

＊必ず患者さんに説明（服用方法、患者負担等）後、同意を得て変更してください。

＊安定性のデータに留意してください。

７．残薬調整等に伴う処方日数の変更（処方日数または回数の短縮）

患者さんから医師へ残薬があることを伝えるのを忘れた旨を聴取し、次回までに過量服用の可能性が生じる場合は処方日数の変更を認める。

＊必ず患者さんに説明（服用方法、患者負担等）後、同意を得て変更してください。

８．**明らかな用法間違いの変更、追記（食前薬の食後投与指示、外用剤の用法不備）**

ベイスン（ボグリボース）0.3mg 錠　3 錠　毎食後　　→毎食直前

アレンドロン酸錠 35mg　1 錠　朝食後　　→起床時

＊但し、漢方薬等別の服用方法の可能性が考えられる場合は必ず疑義照会をお願いします。

湿布等明確に決められている使用回数や使用部位の追記